

広野町定住へ 新制度創設 住宅再建を支援



町では、東日本大震災において、津波または地震により被災した住宅再建などに要する費用の一部補助するため、「広野町津波被災者等住宅再建支援事業補助金」を創設しましたのでその概要をお知らせします。

■補助の対象経費

	町内での住宅の建設・購入 (それに伴う土地購入含む)	住宅の修繕	災害公営住宅の 譲渡	町外へ移転
津波被災住宅	○	○	×	×
地震被災住宅	○	○	×	×
町外からの転入者	○	×	—	—

○：利用できる ×：利用できない

■補助制度の概要

区分	被災の程度	補助率	上限額
1 津波被災住宅			
住宅の建設または購入 (住宅の建設または購入に伴う住宅用地の購入)	大規模半壊以上 (半壊で解体したもの含む)	1/10※	2,500,000円
住宅の修繕	大規模半壊以上	1/10※	1,500,000円
	半壊	1/10	500,000円
2 地震被災住宅			
住宅の建設または購入 (住宅の建設または購入に伴う住宅用地の購入)	大規模半壊以上 (半壊で解体したもの含む)	1/10※	2,500,000円
住宅の修繕	大規模半壊以上	1/10※	1,500,000円
	半壊	1/10	500,000円
3 町外からの転入者			
住宅の建設または購入 (住宅の建設または購入に伴う住宅用地の購入)	大規模半壊以上 (半壊で解体したもの含む)	1/10※	200,000円

※受給した被災者生活再建支援金(加算支援金)を控除した後の補助率

例) 【住宅の建設または購入を行う場合】(津波被災住宅)

- 全壊で複数世帯の方が、2,500万円で住宅を再建した場合の補助額

$$\text{補助額} = (\text{住宅の再建に要した費用} - \text{受給した被災者生活再建支援金(加算支援金)}) \times (1/10)$$

$$(2,500\text{万円} - 200\text{万円}) \times (1/10) = 230\text{万円}$$
 ※上限額の250万円以内なので230万円が補助されます。
- 全壊で複数世帯の方が、町内で移転するため700万円で土地を購入し、2,500万円で住宅を再建した場合の補助額

$$\text{補助額} = ((\text{住宅の再建に要した費用} + \text{土地代}) - \text{受給した被災者生活再建支援金(加算支援金)}) \times (1/10)$$

$$((2,500\text{万円} + 700\text{万円}) - 200\text{万円}) \times (1/10) = 300\text{万円}$$
 ※上限額の250万円を超えているので250万円が補助されます。

■ その他：この補助金は、平成23年3月11日から平成26年1月5日までに実施された補助対象事業についても適用します。

■ 補助の対象期間：平成26年1月6日から平成32年度末まで

■ 問い合わせ：企画グループ ☎0240-27-2114

■ 補助の対象者

- 津波被災住宅**
次の条件をすべて満たす世帯
 ア 平成23年3月11日において町内の津波浸水区域内の持ち家に居住していた世帯
 イ 東日本大震災による住宅の災証明書の発行を受け、町内に住宅の建設または購入を行う世帯については、住宅の災程度が大規模半壊以上の世帯(半壊でやむを得ず解体した世帯を含む)。ただし、住宅の修繕を行う世帯については、住宅の災程度が半壊以上の世帯
- 地震被災住宅**
次の条件をすべて満たす世帯
 ア 平成23年3月11日において町内の持ち家に居住していた世帯
 イ 東日本大震災による住宅の災証明書の発行を受け、町内に住宅の建設または購入を行う世帯については、住宅の災程度が大規模半壊以上の世帯(半壊でやむを得ず解体した世帯を含む)。ただし、住宅の修繕を行う世帯については、住宅の災程度が半壊以上の世帯
- 町内に住宅の建設または購入を行う転入者で、次のすべてを満たす者**
 ア 平成23年3月11日において町外の持ち家に居住していた者
 イ 東日本大震災による住宅の災証明書の発行を受け、災程度が大規模半壊以上の者(半壊でやむを得ず解体した者を含む)
- 町外からの転入者**
 ア 平成23年3月11日に居住していた自治体による防災集団移転促進事業またはがけ地近接など危険住宅移転事業および本制度と同様の支援制度の補助を受けない者
 イ その他転入者のうち(3)に準ずる者として町長が認める者